

山梨県公報

第千九百六号

平成二十年

十二月四日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定(三件).....	六六一
県営土地改良事業計画の変更.....	六六一
道路の供用開始(二件).....	六六一
河川区域の指定の一部改正.....	六六三

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	六六三
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定.....	六六三
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止.....	六六四
農業振興地域の区域の変更.....	六六六
平成二十年度二級建築士試験の合格者.....	六六六
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	六六六
正誤.....	六六六
平成二十年七月十七日付第千八百七十一号中.....	六六七

告示

山梨県告示第四百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年十二月四日

山梨県知事

横内正明

- 一 保安林の所在場所
 斐崎市旭町上條南割字三次山三三五七
- 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字三次山三三五七(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び斐崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年十二月四日

山梨県知事 横内正明

- 一 保安林の所在場所
 北杜市須玉町小尾字和田向七一一九の二、七二〇の二、七二一の二、七二二の二、七二二の三、七二二の四、七二二の五、七二二の六、七二二の七、七二二の八、七二二の九、七二二の一〇、七二二の一〇の二、七二二の一〇の三、七二二の一〇の四、七二二の一〇の五、七二二の一〇の六、七二二の一〇の七、七二二の一〇の八、七二二の一〇の九、七二二の一〇の一〇、七二二の一〇の一〇の二、七二二の一〇の一〇の三、七二二の一〇の一〇の四、七二二の一〇の一〇の五、七二二の一〇の一〇の六、七二二の一〇の一〇の七、七二二の一〇の一〇の八、七二二の一〇の一〇の九、七二二の一〇の一〇の一〇
- 二 指定の目的
 水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字和田向七一一九の二、七二二の二、七二二の三、七二二の四、七二二の五、七二二の六、七二二の七、七二二の八、七二二の九、七二二の一〇、七二二の一〇の二、七二二の一〇の三、七二二の一〇の四、七二二の一〇の五、七二二の一〇の六、七二二の一〇の七、七二二の一〇の八、七二二の一〇の九、七二二の一〇の一〇
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年十二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
南巨摩郡身延町梅平字花立二九七四
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字花立二九七四（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業玉宮地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十年十二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十年十二月五日から平成二十一年一月九日まで
- 三 縦覧場所
甲州市役所
- 四 異議申立期間
平成二十一年一月十日から同年一月二十四日まで

山梨県告示第五百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年十二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	大月上野原線	上野原市大野字大平五七二六番の一地先から 上野原市大野字大平五七二八番の一地先まで	三六・〇	平成二十年十二月四日

山梨県告示第五百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年十二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	上野原丹波 山線	上野原市大字桐原字天原一〇二 六八番の六地先から 上野原市大字桐原字西沢一〇六 一三番の一地先まで	一一三・〇	平成二十年 十二月四日

山梨県告示第五百四号

一級河川下部川に係る河川区域の指定(昭和四十七年山梨県告示第七十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十二月四日

山梨県知事 横内正明

「第五十三号図及び第五十四号図」を「第一号図から第六号図まで」に改める。
(その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡南建設事務所(身延管理課を除く)に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十二月四日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあった年月日 平成二十年十一月十二日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 名称 特定非営利活動法人 農業環境研究会
- 代表者の氏名 広瀬清太郎
- 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市塩山牛奥三千四百五番地

4 定款に記載された目的

この法人は、広く一般農業生産者及び消費者に対して、科学技術の振興、消費者の保護、環境の保全を図り広く公益に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十年十一月十八日から平成二十一年一月十七日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
平成二十年十二月四日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	指定年月日
おしの歯科医院	南都留郡忍野村忍草一四〇〇番地六七	一九三二三〇〇 五三五	介護予防居宅療養管理指導(みなし)、介護予防訪問リハビリテーション(みなし)、介護予防訪問看護(みなし)、居宅療養管理指導(みなし)、訪問リハビリテーション(みなし)及び訪問看護(みなし)	平成二十年八月一日
ヘルパーステーションおお空	甲府市善光寺二丁目一五番一八号	一九七〇一〇二 五三七	介護予防訪問介護及び訪問介護	平成二十年八月一日
榎の木指定居宅介護支援事業所	甲斐市長塚一五七番地三	一九七二七〇〇 三四七	居宅介護支援	平成二十年八月一日

株式会社アーク セズ	甲府市貢川本 町五番地一五	一九七〇一〇二 五四五	特定介護予防福 祉用具販売及び 特定福祉用具販 売	平成二十年八月 一日
居宅介護支援 センター ゆ う	富士吉田市下 吉田一〇九番 地	一九七二二〇〇 二八〇	居宅介護支援	平成二十年八月 一日
特別養護老人 ホーム ヒル ズ勝沼	甲州市勝沼町 下岩崎二〇九 一番地	一九七二二〇〇 〇九九	介護予防短期入 所生活介護及び 短期入所生活介 護	平成二十年八月 一日
特定非営利活 動法人 山梨 コアラ	上野原市大野 四八二三番地	一九七二〇〇〇 一三五	介護予防訪問介 護及び訪問介護	平成二十年八月 二十三日
居宅介護支援 事業所ふるさ と	甲斐市中下条 一六〇三番地 一	一九七二七〇〇 三六一	居宅介護支援	平成二十年八月 二十八日
アーク調剤薬 局 上阿原店	甲府市上阿原 町四四六番地 一のA	一九四〇一三三 四二四	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)及び居宅 療養管理指導(み なし)	平成二十年九月 一日
デイサービス センター和永 荘 幸町	甲府市幸町一 五番地一〇	一九七〇二〇二 五五二	介護予防通所介 護及び通所介護	平成二十年九月 一日
ふれあい薬局	甲府市東下条 町八七番地一	一九四〇一三三 四一六	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)及び居宅 療養管理指導(み なし)	平成二十年九月 一日

名称	所在地	介護保険事業所 番号	サービスの種類	廃止年月日
応援家族 石 和温泉リゾート	笛吹市石和町 川中島四六七 番地一	一九七二一八〇〇 四九三	介護予防訪問介 護、居宅介護支 援及び訪問介護	平成二十年九月 一日
甲州聖愛ハツ ピークリニッ ク	甲府市上阿原 町四八七番一 号	一九二〇一一五 四二五	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)、介護予 防訪問リハビリ テーション(み なし)、介護予 防訪問看護(み なし)、居宅療 養管理指導(み なし)、訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)及 び訪問看護(み なし)	平成二十年九月 三日
デイサービス こたちちゃん	富士吉田市内 吉田三五〇三 番地三	一九七二二〇〇 四一三	介護予防通所介 護及び通所介護	平成二十年九月 十五日
わかば居宅介 護支援事業所	甲府市古上条 町一六三番地 一	一九七〇二〇二 五六〇	居宅介護支援	平成二十年九月 十五日

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条、第八十二条及び第百十五条の
 五の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業者等の廃止の
 届出があった。
 平成二十年十二月四日

山梨県知事 横内 正明

ヘルパーステーションお空	甲府市善光寺二丁目一五番一八号	一九七〇—〇二四六一	介護予防訪問介護及び訪問介護	平成二十年七月三十一日
医療法人 大久保会 訪問看護ステーション 呼吸ケア甲府	甲府市丸の内一丁目一九番一八号	一九六〇—一九〇〇五	訪問看護	平成二十年七月三十一日
デイサービスセンター「かのか」	甲府市中小河原一丁目三番一五号	一九七〇—〇二四七九	介護予防通所介護及び通所介護	平成二十年八月三十一日
福祉用具 あおしば	笛吹市石和町唐柏五三八番地二	一九七二—八〇〇三〇三	介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、特定福祉用具販売及び福祉用具貸与	平成二十年八月三十一日
セントケア笛吹	笛吹市石和町松本八三〇番地一 カリエーラ七五三一〇一—号	一九七二—八〇〇四四四	介護予防訪問介護及び訪問介護	平成二十年九月三十日
ふなやまペイン(痛み)クリニック	甲府市国母一丁目二二番一〇号	一九〇一—〇五〇〇三	介護予防居宅療養管理指導(みなし)、介護予防訪問リハビリテーション(みなし)、介護予防訪問看護(みなし)、居宅療養管理指導(みなし)、訪問リハビリテーション(みなし)及び訪問看護(みなし)	平成二十年九月三十日

上野原市立病	上野原市立病院	一九二二—〇一〇一四五	介護予防居宅療養管理指導(みなし)、介護予防訪問リハビリテーション(みなし)、介護予防訪問看護(みなし)、居宅療養管理指導(みなし)、訪問リハビリテーション(みなし)及び訪問看護(みなし)	平成二十年九月三十日
上野原市上野	上野原市上野地	一九二二—〇一〇二二〇	介護予防通所介護	平成二十年九月三十日
上野原市上野	上野原市上野地	一九二二—〇一〇二二〇	介護予防通所介護	平成二十年九月三十日
上野原市上野	上野原市上野地	一九二二—〇一〇二二〇	介護予防通所介護	平成二十年九月三十日
上野原市上野	上野原市上野地	一九二二—〇一〇二二〇	介護予防通所介護	平成二十年九月三十日
上野原市上野	上野原市上野地	一九二二—〇一〇二二〇	介護予防通所介護	平成二十年九月三十日
上野原市上野	上野原市上野地	一九二二—〇一〇二二〇	介護予防通所介護	平成二十年九月三十日
上野原市上野	上野原市上野地	一九二二—〇一〇二二〇	介護予防通所介護	平成二十年九月三十日
上野原市上野	上野原市上野地	一九二二—〇一〇二二〇	介護予防通所介護	平成二十年九月三十日
上野原市上野	上野原市上野地	一九二二—〇一〇二二〇	介護予防通所介護	平成二十年九月三十日

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都台東区上野七丁目十四番四号 ダイワロイアル株式会社 代表取締役 越智 壯

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十年七月十七日山梨県告示第三百十七号（保安林の指定の予定）

四三二 下 五

間伐に係る森林

間伐その他特別の場合の
伐採に係るもの

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番